

法務省 令和8年8月21日公表

# AI等法務業務支援サービスと 弁護士法第72条

---

「ビジネス分野におけるAI等法務業務支援サービス提供と  
弁護士法第72条の関係について」ガイドラインの実務解説

法務・コンプライアンス担当者向けセミナー

— 使う側・提供する側の双方の視点から —

---

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

# 本日の構成

|   |     |                                                            |     |
|---|-----|------------------------------------------------------------|-----|
| 0 | 第0部 | <b>前提の整理</b><br>72条の構造／2つの最高裁判例／令和5年GLとの関係／法律事務への距離／射程     | 7枚  |
| 1 | 第1部 | <b>判断枠組み</b><br>行為主体論・価値中立性・①②③フレーム・判断フロー（本GLの核心）          | 7枚  |
| 2 | 第2部 | <b>当てはめとケーススタディ</b><br>抵触しない7類型／抵触し得る2類型／認識・認容／境界事例／ケースA～D | 12枚 |
| 3 | 第3部 | <b>ガバナンス推奨事項</b><br>ア～オの実装・UI設計・弁護士提供／利用モデル・出力制限見送り        | 10枚 |
| 4 | 第4部 | <b>自社の実務対応</b><br>社内利用ルール・ベンダーDD・経営説明・提供者側になる場合            | 8枚  |

全50枚（表紙・扉・ケーススタディ4本・法務省概要資料の見取り図を含む）。第2部・第4部は聴衆に応じて取捨できる構成。

# 結論を先に — 本ガイドラインの5つのメッセージ

## 1 利用者の操作も「提供者の行為」になり得る

プロンプトを入力するのは利用者。しかし自動で法律事務を出力する設計なら、その入力提供は提供者が企図した「契機にすぎない」と規範的に評価される（最決平26.11.25の応用）。

## 2 分水嶺は「価値中立性」

「事件性」のある案件にも使える一般的可能性があるだけでは足りない。①設計・機能、②用法、③ガバナンス体制の3点で判断する（Winny決定＝最決平23.12.19の枠組みを移植）。

## 3 通常の企業法務支援は原則セーフ

リサーチ・書面作成/審査・コンプラ・内部通報調査・内部調査・会議支援など7類型を明示。一種のセーフハーバーとして機能する。

## 4 アウトになるのは「紛争処理特化」と「認識・認容」

訴状等の裁判所提出書面作成に特化した設計はアウト。設計が中立でも、不適切利用を認識・認容しながら漫然と提供を続ければ用法上アウト。

## 5 ガバナンス措置は「主観面の否定材料」

ディスクレーマー・利用規約・弁護士相談案内等は、単なる推奨ではなく「認識・認容していない」ことを示す証拠として機能する（注12）。

## 第 0 部

# 前提の整理

本ガイドラインを読む前に押さえるべき条文・判例・従前の整理

- 弁護士法72条は「罰則の構成要件」である
- 令和5年ガイドラインは廃止されていない（本GLは補完・拡充）
- 本GLが変えたのは「要件の解釈」ではなく「分水嶺の示し方」

# 出発点：弁護士法第72条の構成要件を分解する

「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で 訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件 に関して 鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務 を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。」

|                                                                                     |                                                            |                                                                                     |                                                                                  |                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| <div>主体</div> <div>弁護士・弁護士法人でない者</div> <div>AI事業者・リーガルテック企業<br/>(汎用型AI提供者を含む)</div> | <div>目的</div> <div>報酬を得る目的</div> <div>有償サービスであれば通常充足</div> | <div>客体</div> <div>その他一般の法律事件<br/>= 「事件性」</div> <div>★本GLの主戦場<br/>法的紛議がほぼ不可避か</div> | <div>行為</div> <div>鑑定…その他の法律事務</div> <div>令和5年GLで整理済み<br/>(ナレッジ検索・要約を超えるか)</div> | <div>態様</div> <div>業として</div> <div>反復継続の意思をもって</div> |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|

▶ **本GLの検討対象** 「主体」「目的」「行為」は充足する前提で、どのようなときに『事件性』のある案件に関して『鑑定…その他の法律事務』を取り扱ったと指摘され得るのか — この一点に絞って解釈指針を補完している。

# 2つの最高裁判例：なぜ規制するのか／どこまでが「事件性」か

最大判 昭和46年7月14日

## 72条の趣旨・保護法益

弁護士以外の者が他人の法律事件に介入することを業とすることを放置すれば――

- 当事者その他の関係人らの利益をそこねる
- 法律生活の公正かつ円滑ないとなみを妨げる
- ひいては法律秩序を害する

### 実務上の含意

本GL第3は、この保護法益から出発している。「品質・信頼性の担保に乏しいサービスが広く社会実装されれば、72条の趣旨を没却し保護法益が害される」――ガバナンス推奨事項は、単なるお願いではなく保護法益論に接続されている。

最決 平成22年7月20日

## 「事件性」必要説の基準

ビル賃借人に立退き交渉を行った事案。立退き合意の成否・時期・立退料をめぐり――

**「法的紛議が生ずることがほぼ不可避の案件」  
に係るもの＝「その他一般の法律事件」**

- 本GLも法務省の従来の立場（事件性必要説）を踏襲
- 判断基準＝法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得るか
- 契約の目的・当事者の関係・経緯・背景事情等を総合考慮（令和5年GL 2頁）

# 令和5年ガイドラインの到達点と、その後の3年間

## 令和5年8月GL

### 契約書等関連業務支援サービスを例に 要件ごとに考慮要素を整理

- 「報酬を得る目的」（1～2頁）
- 「訴訟事件…その他一般の法律事件」（2～3頁）
- 「鑑定…その他の法律事務」（3～6頁）
- 提供の相手方は誰か（弁護士提供／利用モデル）

## その後の環境変化

### 生成AIの急速な進展と ビジネス分野での需要増大

- 次々に新たな業務支援サービスが考案される
- 事業者から令和5年GLの解釈をめぐる照会が続出
- 更なる規制緩和・解釈明確化を望む声の高まり

## そこで令和8年GLは —

### 対象を絞る

弁護士でない提供者が、報酬目的で、弁護士でない事業者利用者に、法律事務を行い得る機能を提供する場合（汎用型AIを含む）

### 論点を絞る

「どのようなときに『事件性』のある案件に関して『鑑定…その他の法律事務』を業として取り扱ったと指摘され得るか」に限定

### + ガバナンス

72条及びその趣旨に反する事態を招来しないための留意・推奨事項の指針を新たに提示（第3）

# AIの出力が「鑑定…その他の法律事務」に近づく場面

## 低リスク寄り

検索・要約  
ナレッジマネジメント  
社内資料の整理・分類

## 中間領域

法的論点の抽出  
条項案の作成・修正案の提示  
法的リスクの程度の提示

## 高リスク寄り

具体的紛争における法的助言  
裁判所提出書面・和解契約書  
等の対外使用書面の作成

「鑑定」等にわたり得る度合い

## ガイドラインが「鑑定」等にわたり得る機能として挙げるもの（第3・2(2)イ）

- 個別の事案における契約等の法律行為に至る経緯・背景事情・行おうとする法律行為の内容等を法的に処理して、当該処理に応じた具体的な契約書等の法律行為関係データ案や修正案等が作成される機能
  - 具体的な事案に応じた法的リスクの有無や程度、個別の法的対応の必要性等を抽出・摘示する機能
- ★ ここが「弁護士の実質的関与が望ましい」ラインでもある。もっとも、「鑑定」等にわたり得る機能があること自体が直ちに違法なのではなく、事件性・設計・用法・ガバナンスを合わせて評価する。

# 本ガイドラインの射程 — どこまで及び、どこに及ばないか

○ 及び

## ビジネス分野

企業等の事業者が自己の事業活動に関連して利用する場面（事業として契約当事者となる個人を含む）

△ 別途考慮

## 消費者向けサービス

消費者（事業目的でない個人）を主たる対象とするものは、別途の考慮が必要となる場合がある

○ 及び

## 汎用型AIの提供者

汎用型AI提供者が報酬目的で「鑑定…その他の法律事務」を行い得る機能を有するサービスを提供する場合を含む

△ 及び得る

## API等での他社提供

エンドユーザー直接提供が主対象。ただしAPI等の利用目的・利用態様を認識し得る場合には本GLの趣旨が及び得る

○ 対象技術

## 生成AIに限らない

「生成AI等技術」＝生成AIだけでなくその他プログラムを含む様々なデジタル技術を想定

令和5年GLとの関係：本GLは令和5年GLを「補完・拡充」するもので、併せて参照される。補完・拡充している部分は本GLによる（注3）。

# 何が変わり、何が変わらないのか

## 変わらない

- 「報酬を得る目的」「訴訟事件…その他一般の法律事件」「鑑定…その他の法律事務」等、各要件の基本的解釈
- これまで判例等で示された72条の解釈そのもの
- 非弁行為該当性は、個別事件の具体的事実関係を前提に、72条の趣旨に照らして判断されること
- 解釈・適用は、最終的には法と証拠に基づく裁判所の判断に委ねられること

## 補完・拡充された

- AIサービスにおける「規制対象行為の主体」の考え方（利用者の入力行為の帰属）
- 「価値中立的なサービス提供」という分水嶺の明示
- 設計・機能①②+ガバナンス③という判断フレームの提示
- 抵触しないと考えられる7類型／抵触し得る2類型の具体化
- ガバナンス上の留意・推奨事項（第3）＝全面的に新規

★ 誤解に注意：「規制が緩和された」のではない。従来の解釈を前提に、事業者の予測可能性を高めるため“分水嶺”を可視化したもの。

## 第 1 部

# 判断枠組み

本ガイドラインの理論的な核心。2つの最高裁判例が支柱になっている。

- 論点1 なぜ「利用者の入力」が「提供者の行為」になるのか
- 論点2 どこまでが「価値中立的なサービス提供」か
- 帰結 ①設計・機能／②用法／③ガバナンスの3要件フレーム

## 論点1：規制対象行為の「主体」は誰か

出発点：72条は罰則の構成要件であり、対象となるのは「人の行為」。AI自体は主体になり得ない。そして、プロンプト入力・出力生成といった具体的な利用方法の最終的判断は、基本的にサービス利用者に委ねられている。

### しかし、次の事情があるとき —

- 1 サービスが利用者に主体的・継続的に提供されていると勘案される状況
- 2 利用者のプロンプト等に応じて自動的に法的観点の指摘・法的助言等の「鑑定…その他の法律事務」を提供することが目指された技術・機能等が備え付けられ、あるいは組み込まれている

利用者の入力は「当然に行われることが想定されている契機」にすぎない

規範的に評価すれば、プロンプト等の入力によりAI等に自動的に出力結果を生成・表示させる利用者側の行為も含めて、サービス提供者の行為であると評価され得る

根拠：最決 平成26年11月25日（わいせつ電磁的記録等送信頒布事件）— 顧客のダウンロード操作を契機とするものであっても、自動送信機能を備えたサイトを利用して送信させることは「頒布」に当たる。

# 「契機にすぎない」構造 — 帰属のメカニズム



← 利用者の入力 = 提供者が企図していた法務業務支援の「契機」 → 規範的には提供者の行為として評価

## 帰属が及ばない場面

最決平26の判例解説は、「顧客によるダウンロード操作が当初から織込済みの介在事情であった」からこそ帰属を認めたのであり、「意図せぬかたちで送信された場合には頒布に当たらない」と述べる。  
→ 提供者が織り込んでいない使われ方までは帰属しない。この含意が、次の「価値中立性」論の土台になる。

## 実務へのインパクト

「最終的に判断したのは利用者である」「当社はツールを提供しただけ」という抗弁は、それだけでは成立しない。  
自動的に法律事務を出力する機能を組み込んだ以上、利用者の操作は提供者の行為に取り込まれ得る。  
→ 責任回避は“利用者に委ねた”という形式ではなく、設計・用法・ガバナンスの実質で図るほかない。

## 論点2：分水嶺としての「価値中立的なサービス提供」

### 価値中立的なサービス提供とは

「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」にも、それに当たらない業務にも利用可能なサービスを提供しているといい得るとき（例：そもそも「事件性」のある案件に関する法律事務に利用させることを目指して設計されたサービスでないとき等）

### これだけでは足りない

単に「事件性」のある案件に利用される一般的可能性があることだけを捉え、結果として利用者が自律的判断でそう利用したという、提供者にとって他律的・事後的な要素により提供者の72条違反を認めることは、責任主義の観点からも困難。

### 取扱いを認めるために必要な事情

サービス提供開始時点で、利用者が当該サービスを「事件性」のある案件に関する法律事務に利用することが、サービスの設計・機能に照らして具体的かつ現実的な可能性として当然に想定されている場合など、利用者側の行為が提供者側が企図していた法務業務支援の契機にすぎないといえる事情。

### 理論的な源流：最決 平成23年12月19日（Winny事件・著作権法違反幫助）

「ソフトの開発行為に対する過度の萎縮効果を生じさせないためにも、単に他人の著作権侵害に利用される一般的可能性があり、それを提供者において認識、認容しつつ当該ソフトの公開、提供をし、それを用いて著作権侵害が行われたというだけで、直ちに幫助行為に当たると解すべきでない」  
→ 価値中立的なソフトの提供に関するこの法理を、法務省は72条の“正犯”該当性の判断に移植した。

# 本ガイドラインの判断フレームー ①②③の三層構造

## 設計

①

サービスの設計・中核的機能・技術等が、法的紛議が現に顕在化している案件や、法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件に関する法律事務に利用させることを目指したものでない

## 機能

②

こうした案件に関する法律事務への利用に特化した、あるいは特化しているとまではいえなくても、その利用が念頭におかれた特性・機能等を具有するものでない

## 体制

③

ガバナンス措置を講じるなどして、利用者による不適切な利用を回避するための適切な体制を整備している（第3・2の推奨事項）

### ①②：客観的性質の要件

①②を充たせば「設計・機能上、価値中立的なサービス提供行為」といい得る。

### ③：主観的認識・対応の要件

不適切利用の蓋然性を低減して価値中立性を補完し、蓋然性が高いことの認識・認容を否定する方向に働く。

# 判断フロー — 実務ではこの順番で見る

Q1

サービスの設計・機能が、「事件性」のある案件の処理を目指したものか  
(訴状等の対外使用書面作成への特化・念頭を含む)

**YES → 危険側**

③を講じても価値中立性は補完されない(注11)

↓ NO → 次へ

Q2

用法上、「事件性」のある案件への利用を認識・認容しながら提供を継続しているか

**YES → 危険側**

合理的措置を講じず漫然と継続すれば取扱いと評価され得る

↓ NO → 次へ

Q3

不適切な利用を回避するための適切な体制(ガバナンス措置)を整備しているか

**NO → リスク残存**

YES なら価値中立性を補完し、認識・認容を否定する方向に働く

評価は一問一答ではなく、設計・用法・ガバナンスの総合判断。ただし順序に意味がある — 設計が最初から紛争処理向けなら、後からディスクレームを足しても足りない。

## ①②の境界線 — 「念頭におかれた特性・機能」とは何か（注9）

基準：単にファイルをアップロードし、それに関してプロンプト等を自由に入力できるチャットボット機能等の“範囲を超えて”いるかどうか

### 範囲内（＝価値中立性を維持）

- ファイルをアップロードして内容について自由に質問できるチャットボット機能
- ナレッジマネジメント、社内データからの検索・要約
- 契約書のレビュー・条項案の提示（紛争前提でないもの）
- 一般的な法的リスクの指摘（例：「この条項には訴訟リスクが生じる可能性がある」）

### 範囲を超える（＝価値中立性を否定）

- 「事件性」のある案件を具体的に処理することを主たる用途とするUI等を設けている
- 利用規約・UIその他で、そうした用途を積極的に案内する表示を行っている
- 訴状・準備書面・答弁書・証拠説明書等の裁判所提出書面の作成に特化した機能
- 和解契約書等、法的紛議を前提とした対外使用書面の作成に特化した機能
- →「事件性」のある案件への利用を積極的に容認・助長するような特性・機能

## ③ガバナンス体制 — 何をすれば「体制を整備している」といえるか

### 本文が例示する2つの措置

- 法的紛議が現に顕在化している案件や、生じることがほぼ不可避に想定され得る案件について法的助言を行うものではないこと／必要に応じて弁護士等への相談が必要となる旨等の注意・警告内容を明示する
- 利用者による「事件性」のある案件への利用動向を把握した際には、弁護士への相談が必要である旨を確実に案内する

### 積極的監視義務は課されない

#### 注10

「利用動向を把握した際」とは、フィードバック・問合せ・利用ログの分析等を通じて認識した場合をいい、提供者に積極的な監視義務を課するものではない。

### ③だけでは救われない

#### 注11

①②が充足されない場合（設計・機能が「事件性」案件への利用に特化・念頭）には、③の措置を講じてもそのみで価値中立性が認められるものではない。

### ③は主観面の反証材料になる

#### 注12

Winny決定は、提供者が常時利用者に警告を発していたことを間接事実として認識・認容を否定した。適切な体制整備は「蓋然性が高いことを認識・認容しているとまではいえない」ことを指し示す事情の一つとなり得る。

## 第 2 部

# 具体的当てはめ

抽象論を、自社のサービス・自社の使い方に落とし込む。

- 原則セーフとされた7つの業務類型
- 抵触し得る2つの類型（設計・機能／用法）
- 判断に迷う境界事例をどう考えるか

# 原則として72条に抵触しないとされた7類型

前提：①②を満たし、③の体制整備がされている場合には、一般的に弁護士法第72条に抵触しないと考えられる（本文10～12頁）

## ① リサーチ・法的論点検討

文献その他のリサーチ、法的問題点の検討業務支援

## ② 書面業務

書面の作成・審査・管理業務支援

## ③ ガバナンス／リスク／コンプラ

社内研修・経営判断の適法性確認等を含む業務支援

## ④ 内部通報

内部通報事案の調査支援

## ⑤ 新規スキーム・組織再編

新規業務スキームの構築・事業再編等業務支援

## ⑥ トラブル時の内部調査

従業員・顧客・取引先等とのトラブル発生時に、会社としての対応方針を決定するための「内部」調査支援

## ⑦ 会議体運営

株主総会・取締役会その他の会議業務支援

※ いずれも「～等を目的とするサービスの提供」として例示されており、限定列举ではない。

## 7類型の読みどころ — 3つの重要な含意

1

### 「内部」調査支援という限定

トラブル発生時の類型には、原文で「内部」に傍点が付されている。会社としての対応方針を決定するための内部調査は可。しかし、相手方との交渉方針の立案や、和解案の作成に踏み込めば「事件性」の領域に入る。傍点は法務省からの明確なシグナルと読むべき。

2

### 「経営判断の適法性確認」まで含む

取締役会付議事項の適法性チェックやコンプライアンス上の可否判断まで、明示的にセーフ側に置かれた。ここは実質的に「鑑定」に近いが、紛議が顕在化していない限りセーフという整理。

3

### セーフになる条件は①②③のセット

類型に当てはまれば無条件にセーフ、ではない。「設計・中核的機能・技術が紛議顕在化・不可避案件の法律事務に利用させることを目指したものでなく、その利用に特化・念頭においた特性・機能を具有しない限りにおいて」という条件が付されている。

## 抵触し得る類型①：設計・機能上アウトとなるもの

サービスの設計・機能上「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用させることを前提としていると評価され得るもの（本文12頁）

× 法的紛議が現に顕在化している事案や、法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件の処理を目指して設計されたサービスの提供

× 弁護士の関与なしに、訴状・準備書面・答弁書・証拠説明書その他の裁判所への提出書面や、和解契約書等の法的紛議を前提とした対外使用書面を作成することに特化した、あるいはこうした作業への利用を念頭においた機能等を有するサービスの提供

①②を満たさず、サービスの性質上、価値中立的なサービス提供とはいえない

実際に「事件性」のある案件に関して利用されていると認められる場合には、実質的に「鑑定…その他の法律事務」を取り扱っているものと同視せざるを得ない ― ③のガバナンス措置を講じても救済されない（注11）

留意：この類型は、利用者のうち例外的とはいえない範囲の者が「事件性」のある案件に利用することを“基本的に想定した上で”提供されているものと考えられる、という構成を採る。設計それ自体が主観を推認させる。

## 抵触し得る類型②：用法上アウトとなるもの（設計が中立でも）

設計・機能上は価値中立的でも、利用状況と提供者の認識・対応いかんで72条違反の問題が生じ得る（本文12～14頁）

### 個別認識型

非弁活動を現に行っている・行おうとする者や、サービスを「事件性」のある案件に継続的・反復的に利用しようとする者に対して、それを認識・認容しながら提供し、実際にそう利用されていると認められるとき

### 蓋然性型

サービスの性質・客観的な利用状況・提供方法等に照らし、利用者のうち例外的とはいえない範囲の者が「事件性」のある案件に利用する蓋然性が高いと認められる具体的状況下で、これを認識・認容しながら提供を継続し、実際にそう利用されていると認められるとき

### これを講じればセーフ側に戻る

「当該利用を回避するための合理的な措置」の例示：

- 利用停止
- 警告の発出
- 弁護士への相談の案内
- 当該利用者に対するサービス利用範囲の制限
- 利用規約違反の指摘及び是正要求

### アウトになる決め手

合理的な措置を講じることなく「漫然と」サービスを継続して提供する場合

このとき、サービスの提供形態・用法の点から、実質的に「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」を取り扱っていると評価せざるを得ない。

★ 認識した後の不作為が、決定的な意味を持つ。

## 「認識・認容」はどこから生じるか — 5つの経路

- 1 問合せ** 利用者から「訴状を作りたい」「相手方に送る反論書を作りたい」と相談を受ける
- 2 フィードバック** 「紛争対応で便利だった」「示談交渉で使った」といった声が寄せられる
- 3 利用ログ分析** 訴状・答弁書・和解案など、事件性を示す利用動向を把握する
- 4 営業・導入資料** 自社の営業側が、紛争対応・相手方交渉への利用を売りにしている
- 5 利用者属性** 非弁活動を行う者、第三者の法律事務を扱う者への提供が判明する

### 積極的な監視義務は課されない（注10）

全プロンプトを監視する義務はない。問題は、把握・認識した後にどの程度合理的に対応したか。

### 勝負どころは「証拠」

知った後にどう動いたか（警告・案内・制限・停止）を記録として残せるかが、コンプライアンス上の分かれ目。

## 境界事例をどう考えるか ― 注記が示す3つの線引き

### ● 一般的な法的リスクの指摘

「この条項には訴訟リスクが生じる可能性がある」等の一般的指摘は、それ自体が直ちに“紛議案件への法的助言”に該当するものではない。

ただし、具体的な紛争案件に関連してなされる場合には該当し得る（注13）

### ● 契約締結に向けた通常の話合い

企業法務における契約関係事務のうち、通常の業務に伴う契約の締結に向けての通常の話合いや法的問題点の検討については、多くの場合「事件性」がない（令和5年GL）。

契約の目的・当事者の関係・経緯・背景事情等を考慮して個別判断（注14）

### ● 紛争発生後の和解契約書作成

取引当事者間で紛争が生じた後、裁判外で紛争を解決して和解契約等を締結する場合は、法律上の権利義務に争いがあり「事件性」が認められる。

この場合の契約書作成にサービスを提供すれば「その他一般の法律事件」に該当し得る（注15）

実務の勘所：「紛議が顕在化する前か／後か」という時間軸が、最も操作しやすい判断基準になる。

## ケースA：一般的な契約レビューAI SaaS

**事案** 契約書をアップロードすると、条項の不足・リスク表現・修正候補を表示する。利用規約上、具体的紛争・裁判書面・和解書の作成には使えないと明示し、出力画面にも弁護士相談を案内している。

### 評価

- 通常の業務に伴う契約審査支援であれば、①②を満たし、価値中立的なサービス提供と説明しやすい（7類型の「書面作成・審査・管理業務支援」）
- 条項リスクの一般的指摘（「この条項には訴訟リスクが生じる可能性がある」等）は、それ自体では紛議案件への法的助言に当たらない（注13）
- 他方、利用者が紛争化した案件の和解契約書作成に反復利用していると把握した場合には、警告・利用範囲の制限等が必要になる

### 法務・コンプラの確認ポイント

紛争案件での利用禁止の明示、出力への注意表示、社内レビュー・弁護士相談への切替条件、ログ把握時の対応フロー —— この4点をベンダーに確認する。「契約レビュー」という機能名だけで安全と判断しない。

## ケースB：「訴状作成AI」は何が問題か

**事案** 利用者に事実関係を入力させ、請求原因・証拠説明・裁判所提出書面を自動生成する。画面上には「本サービスは法的助言ではありません」と表示している。

### なぜ危ないか

- 裁判所提出書面という、「事件性」のある案件を前提とした対外使用文書の作成に特化している（第2・4(1)の典型例）
- 具体的紛争に関する法的主張の構成・判断を支援することが中核機能であり、①②を満たさない
- ①②を満たさない以上、③のガバナンス措置を講じても、そのみで価値中立性は認められない（注11）

### ディスクレーマーだけでは足りない

最初から紛争処理向けの設計である場合、「本サービスは法的助言ではありません」と表示しても、設計・機能の危険性は消えない。実務上は、弁護士提供モデル／弁護士利用モデル（注16）など、弁護士の責任ある関与を前提とした設計を検討すべき局面。

## ケースC：内部通報調査支援AI

**事案** 通報文・関連メール・社内規程を読み込み、時系列・論点・確認事項を整理する。最終判断や対外対応は人事・法務・外部弁護士が行う

### 安全側の設計

- 7種類の「内部通報事案の調査支援」に正面から当たる（本文10～11頁）
- AI出力は「調査補助」「参考情報」と明示し、事実整理・論点整理・ヒアリング質問案の作成に役割を限定する
- 懲戒・解雇・和解・訴訟対応等の最終判断には使わないことを社内ルール化する
- 紛争化した場合の弁護士エスカレーション基準を明確にしておく

### 注意

内部通報は、労務紛争・役員責任追及・行政対応に発展しやすい。トラブル発生時の類型が「内部」調査支援に限定されている（本文10頁の傍点）ことを踏まえ、相手方との交渉方針や和解案の作成に踏み込ませない設計にする。

## ケースD：親会社法務部門による子会社支援

**事案** 利用規約に「他人の法律事務を取り扱うためには使用しない」とあるが、グループ会社の法務相談への対応に使ってよいのか ―― 多くの企業で現実に生じる悩み。

### ガイドラインの示唆（注18）

- 企業グループ内において、親会社の法務部門が令和5年GL及び本GLの範囲内で子会社・関連会社の法務業務を支援するためにサービスを利用することは、通常「他人の法律事務を取り扱うため」に該当しないと考えられる
- ここでいう「他人の法律事務を取り扱うため」とは、72条が禁止する非弁行為に該当するような態様で第三者の法律事務を取り扱うことを意味する

### ただし、実務では次の3点を押さえる

- ① グループ外の第三者案件を有償で扱う用途にはしない ② 子会社案件でも、紛争が顕在化した対外文書・交渉方針は弁護士レビューへ ③ グループ内利用の範囲・責任者・レビュー体制を社内ルールに明記する

## 第 3 部

# ガバナンス上の 留意・推奨事項

第3は本GLで全面的に新規の部分。単なる努力目標ではない。

- AI事業者一般に共通する事項 + AI法務サービス特有の5項目
- 推奨事項の履践は「認識・認容」の否定材料として機能する
- 出力制限は今回見送り — その理由と実務への含意

# ガバナンス推奨事項の全体像

総論：ハルシネーションや出力バイアス等の技術的限界を一定の前提とせざるを得ない現状において、ガバナンスが十分に機能せず品質・信頼性の担保に乏しいサービスが広く社会実装されれば、法律秩序を害し、72条の趣旨を没却し保護法益が害される事態を招来しかねない。

## (1) AI事業者一般に共通する事項

個人情報保護法・著作権法等の遵守／「AI事業者ガイドライン」等が推奨するリスク対策・バイアス配慮・プライバシー保護・セキュリティ対策・アーキテクチャ文書化・定期的検証等の自主的取組

## (2) AI等法務業務支援サービス特有の事項

ア

国内インシデント  
対応窓口の設置

イ

弁護士の実質的関与と  
学習データ等の品質確保

ウ

誤認表示の不使用と  
利用者の適格性確保

エ

ディスクレーマーの  
入力前・出力時の明示

オ

UI・機能設計上の  
配慮

※ 弁護士・弁護士法人が自ら提供する場合（弁護士提供モデル）や弁護士が実質的に利用する場合（弁護士利用モデル）でも、適切なガバナンス構築が期待される（注16）。

# ア 国内窓口の設置 / イ 弁護士の実質的関与

## ア 日本国内におけるインシデント対応窓口等の設置

- 国内利用者その他の関係者からの問合せ・通報、弁護士法違反等のインシデント発生に対応する窓口の設置
- 外国法人が日本で継続取引をする場合、日本における代表者を定め、外国会社の登記等が必要（会社法817条1項・818条1項）
- クラウドで提供する場合も、実質的な対応が可能な窓口を国内に設けることが推奨

## イ 弁護士の実質的関与による品質・信頼性の確保

対象：ナレッジマネジメントやユーザーデータ内の検索・要約といった機能を超えて「鑑定」等にわたり得る機能を有する場合

- 個別事案の経緯・背景・行おうとする法律行為の内容等を法的に処理して契約書案・修正案を作成する機能
- 具体的事案に応じた法的リスクの有無・程度、個別の法的対応の必要性等を抽出・摘示する機能

### 「実質的関与」の意味 — 形式的な名義貸与では足りない

我が国の弁護士資格を有する者が、実際にサービスの設計・機能・出力の方法等について適切にアドバイスを行うなどの具体的な関与をしていることが望ましい。具体的には —

◆ 機能要件策定・仕様レビュー・変更管理における品質確保のための検証

◆ 表示・免責・サービス利用者ガイダンス等のリーガルチェック

併せて、RAG（検索拡張生成）や学習データ、出力内容の性質・制約についてサービス利用者に十分に説明することが重要。最新の公式情報等、信頼性の高い情報源が優先的に表示されるよう努めるなど、弁護士法の趣旨を踏まえた学習データ・出力結果の品質及び信頼性の担保を講じておくことが重要。

## ウ 誤認を与える表示の不使用と利用者の適格性確保 ①

### 厳に慎むべき表現

広告や提供するサービス名等はもとより、AI等による出力結果が、例えば「弁護士に代わる判断を提供するものである」「法的結論の正確性を保証するものである」と想起させるような、サービス利用者に誤認を与えるおそれのある表現。

誤認リスクは、積極的な表現を行っていない場合であっても、利用者側がAI等を信頼しすぎることによっても発生し得る — だから以下の配慮が推奨される（bは次頁）

### サービス利用申込時の合理的確認措置

- a** 企業等の事業者向けに提供する場合、利用者の属性・利用目的について、利用申込時の審査等の合理的な確認措置を行う。用法上72条違反の疑いのある提供（非弁活動を企図している者への提供等）は厳に行わないようにしなければならない。

### 重大な利用規約違反等があった場合の利用停止措置等

- c** 犯罪利用その他の重大な利用規約違反が認められた場合、利用契約の解除等の利用停止措置。また、フィードバック・相談等の場面で「事件性」案件への利用がうかがわれる場合、核心的遵守事項を改めて説明して誤認を解消し、必要に応じて弁護士への相談を促す（27条・「周旋」に当たらない範囲で）。

## 表現チェックー 避けるべき表現／望ましい表現

### 避けるべき表現

- 「弁護士不要」「弁護士に代わる判断」
- 「AIが法的結論を保証」「正確性を保証」
- 「裁判で勝てる主張を作成」
- 「和解交渉を完全自動化」
- 「専門家判断と同等」

### 望ましい表現

- AI出力は参考情報であり、最終判断は利用者又は専門家が行う
- 法的紛議が顕在化した案件では弁護士への相談が必要となり得る
- 根拠・参照元・出力の限界を確認して利用する
- 本サービスは「事件性」のある案件に関する法律事務には利用できない

### チェックの範囲を誤らない

ガイドラインは「広告や提供するサービス名等のもとより」と述べている。利用規約とUI文言だけを見て終わらず、広告・LP・営業資料・プレスリリース・サービス名称・機能名までを法務のレビュー対象に含める。UIや規約が慎重でも、営業資料が「紛争対応にも使えます」と謳っていれば、用法上の認識・認容を基礎づける材料になり得る。

## ウ ② 利用規約等に明記すべき「核心的遵守事項」5項目

- 1 AIは、弁護士等の専門家に代わる最終的な判断をするものではなく、回答はあくまで参考情報にすぎないこと
- 2 提供するサービスは、法的紛議が現に顕在化している案件や、生じることがほぼ不可避に想定され得る案件に関連して法的助言を提供し、こうした案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用させる目的で提供するものではないこと
- 3 こうした案件については、内容及び必要性等に応じて、弁護士に相談し、その判断を仰ぐ必要があること
- 4 サービス利用者（法人の場合は当該法人）の自己の業務にのみ利用し、他人の法律事務を取り扱うためには使用しないこと
- 5 サービスの利用に当たっては、弁護士法その他の関係法令を遵守するとともに、利用規約に違反する利用はしないこと

### グループ会社支援は原則OK（注18）

親会社法務部門が、両GLの範囲内で子会社・関連会社の法務業務を支援するために利用することは、通常「他人の法律事務」に該当しない。

### 併せて講ずべき措置

利用規約への規定＋同意取得、利用者による遵守の宣誓（自己宣誓）、事前のガイダンス・チュートリアル等。

# エ ディスクレーマーの明示 / オ UI・機能設計上の配慮

## エ 入力前段階・出力結果への明示

### 掲示すべき内容

- 紛議顕在化・不可避案件に関し法的助言を提供し、「鑑定…その他の法律事務」に利用させる目的で提供するものではないこと
- そうした案件は、内容・必要性等に応じて弁護士に相談し判断を仰ぐ必要があること

★ 表示場所が肝：利用規約だけでなく、入力する“前の段階”と“出力結果等”に明確に表示。画面表示やチュートリアルにも組み込むことで直感的理解を促す。

## オ UI・機能設計上の配慮

- 「事件性」案件への利用その他不適切な用途を誘発しないUI・機能設計
- 高リスク機能には注意表示の強化（視覚的強調・レイアウトによる強調・注意警告文言の強化・インタラクション（操作性レベル）の強化）
- 根拠や参照元の情報を表示できる場合には明示し、表示する旨を利用者に説明
- 「ひまわりサーチ」「日弁連の弁護士検索」の案内等、弁護士への相談を推奨する仕組みの採用

## 設計に落とすところなる — 3段階のセーフガード

### 入力前

ディスクレーマー掲示  
チュートリアル  
入力ガイドライン



### 利用中

高リスク機能の注意喚起強化  
根拠・参照元の表示  
出力への注記



### 事後

利用動向の把握（ログ・問合せ）  
弁護士相談の案内  
警告・利用範囲制限・利用停止

## UI設計に落とすとー 高リスク入力を検知したときの画面例

### AI法務アシスタント



この入力、法的紛議が顕在化した案件に関する法的助言・対外文書の作成に該当する可能性があります。本サービスの回答は参考情報です。必要に応じて弁護士にご相談ください。

相談先を確認する

入力を見直す

※ 画面はイメージ

### この画面が満たしている推奨事項

- 高リスク機能への注意表示の強化（視覚的強調・レイアウトによる強調・警告文言の強化）
- インタラクション（操作性レベル）の強化 — 一操作で先へ進ませない
- 出力結果等へのディスクレーマーの明示
- 弁護士への相談を推奨する導線（ひまわりサーチ・日弁連の弁護士検索等）

### 2つの設計原則

- ① 警告は「読まれる場所」に、弁護士相談の導線は「押せる場所」に置く。利用規約の奥に置いた文言は、行動を変えない。
- ② ただし、案内は一般的なものとどめる — 特定の弁護士に特定の案件を継続的・反復的に紹介すれば、弁護士法27条が禁止する「周旋」に抵触するおそれがある（注20）。

## 出力制限は今回見送り — その理由と実務への含意（注22）

検討対象：訴状・準備書面・答弁書・証拠説明書その他の裁判所提出書面や和解契約書等について、入力を制限あるいは出力自体をさせない措置

### 事業者側の意見

- 専ら利用している汎用型AIの出力の問題
- 現在の技術水準では、コスト面・効用面の多大な支障なしに実効的なガードレールを設けることが技術的に困難
- 範囲・基準の設定が恣意的になりやすく、過剰遮断は利便性を大幅に損なう
- 書式変形や抽象化出力により制限回避が容易

### 法曹実務家側の意見

- 実効性が完全でなくとも、「訴状・答弁書・準備書面といった裁判手続での利用以外の用途がおよそ考え難い表題」の主要なものを限定特定し、その作成指示に限って出力制限を課すことは技術的に可能
- 一定のコストがかかることは、出力制限を行わないことを正当化する理由にならないのではないか

法務省の結論：適法な出力に影響を及ぼさない形で実効的・合理的な出力制限の範囲を明確化することは困難であり（範囲を明示しない推奨は萎縮効果が大きい）、  
実効性が低い一方で事業上の多大な支障を伴う措置を推奨事項とすることは相当でない → 自主的判断に委ね、今後の検討課題とする

### ただし、これは免罪符ではない

出力制限が困難であるならば、①利用者のリテラシー向上、②不適切利用を把握・認識した場合の注意・警告、③悪質なケースでの利用停止に向けた必要な措置——を確実に行うことが期待される。今後の技術進展に応じた実効的セーフガードの検討も継続課題とされている。

## 参考：弁護士提供モデル／弁護士利用モデル（注16）

これらは、令和5年GLと同様、直ちに弁護士法第72条に抵触するものではない。

### 弁護士提供モデル

- 弁護士・弁護士法人が自らAI等法務業務支援サービスを開発するなどして、自らがサービス提供者となる場合
- サービス提供者から提供を受け、その出力結果を前提として弁護士・弁護士法人の名義と責任において判断を行い、「鑑定…その他の法律事務」を提供する場合

### 弁護士利用モデル

- ① 弁護士・弁護士法人に提供する場合で、当該弁護士（社員・使用人である弁護士を含む）が、利用結果も踏まえて自ら精査し、必要に応じて自ら修正する方法で利用するとき
- ② 弁護士以外の者に提供する場合で、提供先が当事者となっている案件について、提供先の職員・使用人、又は取締役・理事その他の役員となっている弁護士が①と同等の方法で利用するとき

### ★ 企業法務にとっての含意：社内弁護士（インハウス）の活用

②のモデルは、自社に在籍する弁護士が「自ら精査し、必要に応じて自ら修正する」プロセスを組み込めば、72条の問題が生じない構成を示している。インハウスによるレビュー工程の設計は、法的リスク低減の有力な手段となる。

ただし ―― こうした場合であっても、72条の趣旨やその保護法益を踏まえると、サービス提供者には現状のAI等のリスクを踏まえた適切なガバナンスを構築することが期待される（注16なお書き）。

## 第 4 部

# 自社の実務対応

ここからは、本ガイドラインを自社の運用にどう落とすか。

- 使う側：社内AI利用ルールの見直しポイント
- 選ぶ側：ベンダー選定・デューデリジェンスの着眼点
- 提供する側：社内ツールの外販・グループ提供・API提供

## 【使う側】 社内AI利用ルールの見直しポイント

### 原則利用可の領域

- 契約書レビュー・条項案検討（紛議前）
- リサーチ・法的論点の洗い出し
- 社内規程・マニュアルの作成・改訂
- コンプライアンス研修教材の作成
- 内部通報事案の調査支援
- 取締役会・株主総会運営の支援
- 新規事業スキームの適法性検討

### 弁護士へのエスカレーション

- 相手方に代理人弁護士が就いた
- 内容証明・警告書を受領した
- 訴訟・調停・労働審判等が係属
- 行政庁への不服申立てを検討
- 和解契約書・示談書の作成段階
- 解雇・懲戒等、紛争化がほぼ不可避
- 対外使用書面をAI出力に基づき発出

### 運用ルールとして定めること

- 出力の検証責任者を明確化する
- AI出力をそのまま対外発出しない
- 「他人の法律事務」への利用禁止
- グループ会社支援は可（注18）と明記
- 紛争化トリガーの一覧を周知する
- 社内弁護士のレビュー工程を設計
- 利用ログ・検証記録を保存する

運用の要諦：中央列の「トリガー」を一覧化して現場に配布すること。72条リスクの管理であると同時に、出力品質リスクの管理でもある。

## 【使う側】社員に配るなら、この5文

- 1 AI法務支援ツールの出力は参考情報であり、最終的な法的判断ではない。
- 2 訴訟・紛争・和解・内容証明・相手方への法的主張文書の作成には、法務部又は弁護士の確認を受ける。
- 3 個人情報、営業秘密、契約上の秘密情報を入力する場合は、社内ルールと利用許諾範囲を確認する。
- 4 AIの回答に根拠・参照元がある場合でも、法令・公的資料・原典を確認する。
- 5 危険な利用、誤った出力、紛争案件への利用可能性に気づいたら、法務・コンプラ窓口へ共有する。

ルールは短く、現場が自分で判断できる表現にする。細かい禁止リストより、「紛争化したら法務へ」「対外文書はレビューへ」の2つが効く。

## 【選ぶ側】ベンダー選定・DDの着眼点10項目

### 設計・機能

- 1 紛議顕在化案件の処理を目指した設計になっていないか（①②）

### UI

- 2 「訴訟対応」等、事件性案件への利用を誘導するUI・テンプレートがないか

### 利用規約

- 3 核心的遵守事項5項目が明記され、同意取得プロセスがあるか

### 表示

- 4 「弁護士に代わる判断」「正確性を保証」と誤認させる広告・名称でないか

### ディスクレーマー

- 5 入力前段階と出力結果の双方に明示されているか

### 弁護士の関与

- 6 我が国の弁護士資格者が仕様レビュー・変更管理に実質的に関与しているか

### 根拠表示

- 7 出力の根拠・参照元が表示されるか、RAG・学習データの説明があるか

### エスカレーション

- 8 事件性案件の利用を把握した際の弁護士相談案内の仕組みがあるか

### 国内窓口

- 9 日本国内にインシデント対応窓口があるか（外国法人は登記等の履践）

### 個人情報・著作権

- 10 個人情報保護法・著作権法等への適合、AI事業者GLへの対応状況の説明

## 【選ぶ側】ベンダーに実際に聞く質問文

### 設計

本サービスは、紛争案件・裁判所提出書面・和解契約書の作成を想定していますか。想定していない場合、それをUI・利用規約にどう反映していますか。

### 用法

「事件性」のある案件への利用を把握した場合、警告・利用範囲の制限・利用停止の運用はありますか。過去に発動した実績はありますか。

### 品質

弁護士はどの工程に、どの頻度で、どの責任範囲で実質的に関与していますか。最新法令・公式情報の反映プロセスはどうなっていますか。

### 表示

プロンプト入力前の段階と出力結果に、どのような注意表示・ディスクレーマーを出していますか。デモで実際に見せてください。

### データ

入力情報は学習に利用されますか。保管期間、アクセス権限、削除、監査ログはどうなっていますか。国内の対応窓口はどこですか。

**「法務省ガイドラインに準拠していますか」と聞いても意味がない。回答が抽象的なベンダーは、利用開始後の危険な利用にも抽象的にしか対応できない。**

## 【提供する側】 自社が「サービス提供者」になる3つの場面

### 社内ツールの外販

1

自社法務部が内製したAIツールを他社に販売・SaaS提供する場合、本GLの「サービス提供者」そのものとなる。①②③のすべてが自社に課される。

### グループ会社への提供

2

親会社が自社の業務として子会社の法務を支援する利用は、通常「他人の法律事務」に当たらない（注18）。もっとも、対価を取ってグループ外に展開すれば「報酬を得る目的」を充足し得る。

### API・基盤としての提供

3

エンドユーザーへの直接提供でなくとも、API等を通じて他のサービス提供者に法務業務支援機能を提供する事業者は、当該API等の利用目的・利用態様を認識し得る場合には本GLの趣旨が及び得る（注2）。

**共通する最低ライン：**①紛争処理特化の設計をしない ②誤認を与える表示をしない ③ディスクレマーを入力前・出力時に明示する  
④利用規約に核心的遵守事項を明記する ⑤不適切利用を把握したら「漫然と」提供を続けない

## 取締役会・経営会議への説明の型

1

### 利用価値

契約審査、リサーチ、コンプライアンス研修、内部通報調査、会議資料作成の効率化。ガイドラインが示す7類型は、いずれも当社の日常業務に該当する。

2

### 主要リスク

①紛争案件への法的助言・対外文書作成に流れ込むことによる弁護士法72条リスク、②ハルシネーション等による品質リスク、③秘密情報・個人情報の入力リスク。

3

### 管理策

禁止用途の明示、入力前・出力後の注意表示、紛争化トリガーでの弁護士レビュー、ベンダー審査基準、ログ把握時の対応フロー、利用停止の契約上の手当て。

4

### 承認事項

利用範囲・対象部門、利用規程の制定、教育計画、運用責任者の指名、定期レビューの頻度。

経営向けには「禁止」ではなく、統制を置いたうえで安全に活用する投資として説明する。本ガイドラインは、その管理策の妥当性を裏づける根拠として使える。

## よくある誤解 — 5つのQ&A

**Q** 法務省がAI法務サービスを“解禁”した？

**A** いいえ。72条の解釈そのものは一切変更されていない。分水嶺が可視化されただけ。

**Q** 利用規約に免責条項を入れれば安全？

**A** 不十分。利用者の入力行為も規範的に提供者の行為と評価され得る（最決平26）。形式ではなく設計・用法・体制の実質で判断される。

**Q** ガバナンス措置を講じれば設計上の問題も治癒する？

**A** しない。①②を満たさない場合、③の措置を講じてもそのみで価値中立性は認められない（注11）。

**Q** 全プロンプトを監視する義務がある？

**A** ない。「利用動向を把握した際」＝フィードバック・問合せ・ログ分析等で認識した場合を指し、積極的監視義務は課されない（注10）。

**Q** ガイドラインに従っていれば適法と確定する？

**A** しない。非弁行為該当性は個別事件の具体的事実関係を前提に判断され、最終的には法と証拠に基づく裁判所の判断に委ねられる。

# まとめ — 持ち帰っていただきたいこと

1

## 判断の軸は3つ

①設計 ②機能 ③ガバナンス体制。①②は客観、③は主観に働く。①②を欠くと③だけでは足りない（注11）。

2

## 時間軸で切る

紛議が顕在化する前か後か。この線を社内ルールトリガーに落とす。7類型は原則利用可のホワイトリストとして社内規程に引用する。

3

## “漫然と”が命取り

認識・認容した後に合理的措置を講じない不作為が、責任を基礎づける。逆に、ガバナンス措置の履践は認識・認容を否定する間接事実になる（注12）。

## 結論

「使うな」ではなく、「事件性ある案件に使わせない設計・使われたら止める運用・根拠を残すガバナンス」を作る。

# 参考：法務省公表資料の見取り図

| ビジネス分野における A I 等法務業務支援サービス提供と<br>弁護士法第 7 2 条の関係について（ガイドライン概要）                                                                                                                                     |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 令和 8 年 8 月<br>法 務 省                                                                                                                                                                               |  |
| <b>第 1 本ガイドラインの趣旨・考え方</b> （本文 1 頁から 3 頁）                                                                                                                                                          |  |
| ・令和 5 年ガイドラインを踏まえつつ、生成 A I 等の技術進展等に鑑み、弁護士法第 7 2 条との関係上、特にその分水嶺となり得る業務にしばって解釈指針を提示（どのようなときに「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を業として取り扱ったと指摘されるのか）                                                          |  |
| ・同条及びその趣旨に違反しないようにするためのガバナンス上の留意・推奨事項に関する指針を明示                                                                                                                                                    |  |
| <b>第 2 A I 等法務業務支援サービスの提供の場面における「訴訟事件…その他の一般の法律事件」に関する「鑑定…その他の法律事務」取扱該当性</b> （本文 3 頁～）                                                                                                            |  |
| <b>1 A I 等を用いたサービス提供の場面における規制対象行為の主体についての基本的な考え方</b><br>（本文 3 頁から 4 頁）                                                                                                                            |  |
| ・サービスの具体的な利用方法に関する最終的な判断は、基本的に利用者になされる                                                                                                                                                            |  |
| ・もっとも、利用者のプロンプト入力等に応じて自動的に法律事務等を提供することが目指された機能等が備え付けられているなどの場合、利用者がプロンプトを入力するなどをして利用することは、サービス提供の性質上、当然に行われることが想定されている提供者側が企画していた法務業務支援の契機にすぎない                                                   |  |
|                                                                                                                  |  |
| ➡ <b>利用者側の行為も含めて、提供者の行為であると評価され得る</b>                                                                                                                                                             |  |
| <b>2 A I 等を用いたサービス提供の場面における「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」取扱該当性についての基本的な考え方</b><br>（本文 4 頁から 1 0 頁）                                                                                                   |  |
| <b>サービスの設計・機能に考慮すべき基本的な考え方</b> （本文 5 頁から 6 頁）                                                                                                                                                     |  |
| 「事件性」のある案件に関して利用するかどうかについても、利用者が入力するプロンプト等に依存                                                                                                                                                     |  |
| ➡ <b>価値中立的なサービス提供と評価し得る場合（例えば、そもそも「事件性」のある案件に関して利用することを旨として設計されたサービスでない等）には、結論として利用者が「事件性」のある案件に関して利用したことにのみにより、提供者が「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったと評価するのは困難</b>                                |  |
| ➡ <b>提供者が「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったというためには、サービス提供開始の時点で、利用者がサービスに「事件性」のある案件に関して利用することが「サービスの設計・機能に照らして、具体的なかつ現実的な可能性として当然に想定されている場合など、利用者側の行為が提供者側が企画していた法務業務支援の契機となるものにすぎない」といえる事情が必要</b> |  |
| <b>サービスの用法に関して考慮すべき基本的な考え方</b> （本文 7 頁から 9 頁）                                                                                                                                                     |  |
| 設計・機能上は、価値中立的なサービス提供と評価し得る場合であっても、例えば                                                                                                                                                             |  |
| ○ サービスが既に「事件性」のある案件に関して利用されていること、又はその具体的な可能性を認識・認容してサービスを提供                                                                                                                                       |  |
| ○ 利用者のうち例外的とはいえない範囲の者が同サービスを「事件性」のある案件に関して利用する可能性が高いと認められる状況において、提供者もそのことを認識・認容しながらサービスを提供                                                                                                        |  |
| ➡ <b>サービスの提供形態・用法上、利用者側の行為が提供者側が企画していた法務業務支援の契機となるものにすぎないと評価し得る</b>                                                                                                                               |  |

## 概要資料 p.1

第1 趣旨・考え方／第2の1 主体論／第2の2 事件性・価値中立性の基本的考え方

| 以上の考え方を踏まえたサービス及び機能設計上の留意点（本文 6 頁から 1 0 頁）                                                                                                 |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| ① サービスの設計等が「事件性」のある案件に関して利用することを旨としたものでなく                                                                                                  |  |
| ➡ <b>設計・機能上、価値中立的なサービス提供行為といえる</b>                                                                                                         |  |
| ② 「事件性」のある案件に関する利用に特化した、あるいは同利用が念頭におかれた特性・機能等を有しない                                                                                         |  |
| ③ ガバナンス措置を講じるなどして、利用者による不適切利用を回避するための適切な体制を整備                                                                                              |  |
| ➡ <b>利用者のうち例外的とはいえない範囲の者がサービスを「事件性」のある案件に関して利用する事態を企画していないと評価し得、利用者による不適切利用の蓋然性を低減してサービスの価値中立性を補完するとともに、不適切利用の蓋然性が高いなどの認識・疑念を否定する方向に働く</b> |  |
| <b>3 一般的 A I 等法務業務支援サービスへの具体的当てはめ</b> （本文 1 0 頁から 1 2 頁）                                                                                   |  |
| 以下のサービス提供は、上記①②を満たし、③の体制整備がされている場合には、一般的に弁護士法第 7 2 条に抵触しないと考えられる。                                                                          |  |
| ○ 文献その他のリサーチ・法的问题点の検討業務支援                                                                                                                  |  |
| ○ 書面作成・審査・管理業務支援                                                                                                                           |  |
| ○ 社内研修・経営判断の適法性確認等を含むガバナンス・リスク管理・コンプライアンス業務支援                                                                                              |  |
| ○ 内部通報事案の調査支援                                                                                                                              |  |
| ○ 新規業務スキームの構築・事業再編等業務支援                                                                                                                    |  |
| ○ 従業員・顧客・取引先等とのトラブルが発生した場合の対応方針を決定するための内部調査支援                                                                                              |  |
| ○ 株主総会・取締役会その他の会議業務支援 など                                                                                                                   |  |
| <b>4 A I 等法務業務支援サービスの提供につき「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったと考えられる場合の具体例</b> （本文 1 2 頁から 1 4 頁）                                             |  |
| <b>設計・機能上、「事件性」のある案件に関して利用させることを前提としていると評価され得るもの</b><br>（本文 1 2 頁）                                                                         |  |
| ○ 法的紛争が既に顕在化している事案や法的紛争が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件の処理を旨として設計されたサービスの提供                                                                           |  |
| ○ 訴状等の裁判官への提出書面や和解契約書等の法的紛争を前提とした対外使用書面の作成に係るサービスの提供 など                                                                                    |  |
| ➡ <b>上記①・②を満たさず、一般的には、サービスの性質上、価値中立的なサービス提供といえないため、「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったと評価され得る</b>                                            |  |
| <b>用法上、「事件性」のある案件に関して利用させることを前提としていると評価され得るもの</b><br>（本文 1 2 頁から 1 4 頁）                                                                    |  |
| ○ 非非活動を営に行っている、あるいは行おうとする者や、サービスを「事件性」のある案件に継続的・反復的に利用しようとする者に対して、それを認識・認容しながらサービスを提供し、実際に「事件性」のある案件に関して利用されていると認められるとき                    |  |
| ○ 利用者のうち例外的とはいえない範囲の者がサービスを「事件性」のある案件に利用する蓋然性が高いと認められる具体的な状況下で、これを認識・認容しながらサービスを提供し、実際に「事件性」のある案件に関して利用されていると認められるとき                       |  |
| ➡ <b>このような利用を回避するための合理的な措置を講じる（上記③）ことなくサービスを継続して提供するような場合には、一般的には、サービスの提供形態・用法の観点から、実質的に「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったと評価せざるを得ない</b>    |  |

## 概要資料 p.2

設計上の留意点①②③／一般的サービスへの当てはめ（7 類型）／抵触し得る具体例

| 第 3 弁護士法第 7 2 条及びその趣旨を踏まえたサービス提供上の留意・推奨事項<br>（本文 1 4 頁～）                                                                                 |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <b>1 総論</b> （本文 1 4 頁から 1 5 頁）                                                                                                           |  |
| ・ガバナンスが十分に機能しておらず、品質や信頼性の担保に乏しいサービス提供が行われた場合、利用者その他の関係者の利益を損ないかねず、劣悪なサービスが広く社会実装されれば、弁護士法第 7 2 条の趣旨を没却し、その保護法益が害される事態を招来しかねない            |  |
| ・提供者は、サービスが同条の規定に抵触しないように十分に配慮するとともに、そのリスクを回避・払拭するため同条及びその趣旨を没却しない慎重な設計及び運用を行うことが重要                                                      |  |
| ・提供者が予測可能性をもって事業展開でき、かつ、A I 等法務業務支援サービス業界全体の健全性を維持し、同条及びその趣旨を没却することのないサービス提供が行われるようにする上では、以下の点に留意し、サービスの性質・内容等に応じた適切なガバナンス措置を講じることが推奨される |  |
| <b>2 ガバナンス上の具体的留意・推奨事項</b> （本文 1 5 頁から 2 1 頁）                                                                                            |  |
| <b>(1) A I 事業者一般に共通するガバナンス上の留意・推奨事項の履践</b> （本文 1 5 頁から 1 6 頁）                                                                            |  |
| ・サービス内容や取り扱うデータの類型等に応じ、個人情報保護に関する法律等適用される法令に適合した取扱いの確保                                                                                   |  |
| ・「A I 事業者ガイドライン」その他の各種の政府指針等において推奨されている A I 等システム実装時におけるリスク対策等の自主的な取組の実施                                                                 |  |
| <b>(2) A I 等法務業務支援サービス特有のガバナンス上の留意・推奨事項</b> （本文 1 6 頁から 2 1 頁）                                                                           |  |
| <b>日本国内におけるインシデント対応窓口等の設置</b> （本文 1 6 頁）                                                                                                 |  |
| ・国内のサービス利用者その他の関係者からの問合せ・通報その他弁護士法に違反するなどのインシデント等の発生に対応する窓口等の設置                                                                          |  |
| <b>弁護士によるサービス及び機能設計等への実質的関与による学習データ等の品質・信頼性の確保等</b><br>（本文 1 6 頁から 1 7 頁）                                                                |  |
| ・サービスが「鑑定」等にわたり得る場合、サービス及び機能設計において、弁護士資格を有する者が監視、あるいは実質的に関与                                                                              |  |
| ・弁護士法の趣旨を踏まえた学習データや出力結果等の品質及び信頼性の担保                                                                                                      |  |
| <b>誤認を与える表示の不使用及びサービス利用者の適格性確保</b> （本文 1 7 頁から 1 9 頁）                                                                                    |  |
| ・例えば、弁護士に代わる判断を提供するものであると、法的結論の正確性を保証するものであると想起させるような表現は厳に慎む                                                                             |  |
| ・誤認リスクを防止するため、サービス利用申込時の合理的確認措置、利用規約等への明記・ガイダンス、重大な利用規約違反等があった場合の利用停止措置等を実施                                                              |  |
| <b>利用上の留意事項のプロンプト等入力前段階・出力結果等への明示</b> （本文 1 9 頁）                                                                                         |  |
| ・提供されるサービスが「事件性」のある案件に関しては利用できないことなどのディスクレマーをプロンプト等を入力する前の段階や出力結果等に明確に表示                                                                 |  |
| <b>U I ・機能設計上の配慮</b> （本文 1 9 頁から 2 1 頁）                                                                                                  |  |
| ・「事件性」のある案件に関して利用することその他不適切な用途に用いることを誘発しないようなし、や機能設計の実地等                                                                                 |  |
| ・根拠や参照元の情報表示                                                                                                                             |  |
| ・弁護士への相談を推奨する仕組みを採用するなどの措置の実施                                                                                                            |  |

## 概要資料 p.3

第3 ガバナンス上の留意・推奨事項（総論＋A～オの具体的事項）

# ご清聴ありがとうございました

---

AI法務支援は「使わない」より、  
安全に使える境界と運用を設計する段階へ。

残された論点：消費者向けサービスの取扱い／事件性不要説との緊張関係／出力制限の再検討（第4 附則）

質疑応答：自社が使っている／導入予定のAI法務ツールを、設計・用法・ガバナンスの3軸で検討してみてください。